

性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第9回)

第1 日 時 令和元年9月24日(火) 自 午後 1時29分
至 午後 3時23分

第2 場 所 法務省共用会議室1

第3 議 題 性犯罪被害に遭った障害者の家族からのヒアリング
障害者への性暴力に関する啓発活動を行う団体等からのヒアリング
その他

第4 議 事 (次のとおり)

○鷓鴣刑事法制企画官

それでは、ほぼ定刻となりましたので、ただ今から性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの第9回会合を開催いたします。

本日は、2部構成のヒアリングを予定しております。まず、第1部といたしまして、犯罪被害者支援弁護士フォーラム事務次長の上谷さくら先生御同席のもと、性犯罪の被害に遭われた障害者の御家族からヒアリングをさせていただき、引き続き、第2部といたしまして、性暴力のない世界の実現に向けた啓発活動を手がける特定非営利活動法人しあわせなみだ理事長の中野宏美様、同スタッフの菊池悦子様、東洋大学社会学部社会福祉学科の岩田千亜紀助教、犯罪被害者支援弁護士フォーラム会員の芹澤杏奈弁護士からのヒアリングを行う予定とさせていただきます。

本日のヒアリングでは、第1部、第2部それぞれ、お話をいただいた後に質疑応答の時間を設けさせていただきます。

それでは、まず第1部といたしまして、性犯罪の被害に遭われた障害者の御両親からのヒアリングを行います。御両親のお話の前に、上谷先生から事案の概要等についての御説明をいただき、また、お話の後に質疑応答の時間を設けます。

本日はお越しいたごきありがとうございます。

それでは、よろしくお願ひします。

○上谷さくら先生

皆様、こんにちは。弁護士の上谷さくらです。今日はよろしくお願ひいたします。

本日は、性犯罪の被害に遭われた当時12歳の女の子の御両親にお越しいたごきありがとうございます。

まず、事案の概要についてですが、加害者は障害者の短期入所施設の介護職員で、ほかの施設もかけ持ちして働いている状態でした。被害者は、御両親のお嬢さん、当時12歳で、この施設を月に1回、2泊3日で短期利用しておりました。

平成29年5月の夜7時半頃、施設内において、被害者が知的障害のために心神喪失の状態にあることに乗じて、被害者に対し、そのズボンとおむつを引き下げて、でん部付近に射精して精液をかけたというのが事案の概要です。

被害者は、生まれつき知的障害と身体障害があります。知的障害は最も重い「愛の手帳」1度で、大体生後6か月前後くらいの知的レベルです。言葉を話すことはできない、周囲の人が言っていることは理解できない、楽しいときは声を出して笑うけれども、自分の要求を伝えることができない、排せつの意思表示ができないのでおむつを着用している状態です。御両親はお嬢さんが何をしてほしいと思っているのかというのは分かるけれども、多分第三者は分からないであろうという感じだそうです。

身体障害は最も重い身体障害者手帳の1級です。床や椅子にお尻をつけて座ることはできるけれども、一人で歩いたり立ち上がったたりすることはできず、自由に腕を動かすこともできません。背中が猫背のように丸まっているということもあります。自分でうつ伏せの体勢になることは、少し苦しいと感じるようで、ほとんどないというような状況です。

この事件ですが、加害者が射精して精液をかけた直後らしき場面をたまたま同じ施設で働

務していた同僚が発見したところから、発覚しております。当初、加害者は否認していたようですけれども、警察に通報されて、逮捕に至りました。

捜査や公判手続ですけれども、お母さんの事情聴取があつて、調書を作成しています。お父さんの調書は作成していませんが、警察から説明は御一緒に受けていらっしゃるということです。公判は、自白事件なので御両親の証人尋問などは行われておりません。公判廷では被害者の特定事項の秘匿が行われております。御両親が被害者参加をして、在廷をし、被告人との間と傍聴席との間を遮蔽しております。御両親それぞれが心情等の意見陳述を行いました。また、その被害者参加をする際に被害者支援都民センター職員による同行等の支援がありました。その後、損害賠償命令の申立てをして決定も出ております。

判決は、求刑が懲役2年で、判決は懲役2年保護観察付き執行猶予4年間という結果でした。

今日は、私と御両親との間で、Q&Aといたしますか、そんな形でお話を進めていきたいと思っています。被害者の御両親を、ここでは、「お父さん」「お母さん」と呼ばせていただきます。私、たまたまお父さんと共通の知人がおりまして、お父さんがその知人の方に、娘がこういう被害に遭ったということで相談されたところ、その知人の方が私を紹介してくれたという御縁で、被害者参加人の代理人として事件を受けることになりました。

まず事件について、私が最初に御両親からお話を聞いたときに、一番大変だったのは被害に遭った娘さんなんだというお話がありました。お母さん、まずこの事件の連絡を受けて、その日のうちにいろんなことがあって大変だったと思いますけれども、お嬢さんのことでは、どの辺りのことを一番心配されたでしょうか。最初はびっくりして、御主人に電話したけれどもお母さんは泣いていて、御主人としては、何を言っているのかよく分からなかったというような状態だったということですよ。

○被害者母

施設から連絡が入って、理解するまでにちょっと時間が掛かって、とにかく産婦人科へ連れていくので来てくださいというので、よく考える暇もなく産婦人科へ行って、まだ12歳だった娘を産婦人科へ行かせていろいろ検査を受けさせるのも、私の中ではとてもつらいというか、言葉にできないような気持ちになって。あとは、ピルを飲ませなきゃいけない状況に、とにかく娘にはすごく申し訳ないというか、何でこんな状況になっているんだろうという気持ちで、とにかく娘には申し訳ないという気持ちでいっぱいでした。

○上谷さくら先生

ありがとうございます。

この事件を通して、御両親にとっては、本当にいろんなことが急にたくさん起こりました。捜査は割とスムーズに進んだ印象ですが、起訴されてから、御両親は裁判に被害者参加をされることになりましたよね。被害者参加をしようと思った理由は何かありましたか。

○被害者父

ちょっとうまく言えるか分からないんですけども、裁判という仕組みがあつて、そういう過程を経ることで、自分たちの、何ていうんですかね、気持ちの整理じゃないですけど

も、やっぱり（上谷）先生に、こういうふうに思っているとか、いろんなことをお話ししたりとかというのがありますし、意見陳述に関してもやっぱり自分がごちゃごちゃとなっている複雑な気持ちを一つ整理するきっかけになったのかなとは思いますがけれども。

○上谷さくら先生

お二人とも心情の意見陳述の書面を作成して、当日読み上げましたけれども、これを作成するのは大変でしたか。

○被害者父

5分ぐらいでやっちゃいました。

○上谷さくら先生

本当ですか。気持ちがいっぱい。

○被害者父

何か、そうですね、もう何というのか、あふれ出るものがあって、やっぱりそれまで、ちゃんと文章にしてほかの人が聞いても分かるような形にしないといけないということで、その事件についての心情みたいなのをまとめることもなかったの、自分の中では本当にすごくいいきっかけになったのかなというふうに今は思っています。

○上谷さくら先生

お母さんはその辺いかがですか。

○被害者母

私は気持ちを言葉にするのが下手なので、上谷先生にお力をいただいて、一緒に作成しました。とにかく、私の気持ちを裁判官の方にどうやったらうまく伝わるかというところは、とても考えていました。

○上谷さくら先生

お母さんの意見陳述は、お嬢さんを一日介助するのがどれだけ大変かというところに力を割いてみようかということで、まず朝起きてからどういうふうに着替えを介助するとか、顔を洗うとか、御飯を食べさせるのも全て介助が必要で、一人で歩けないので全部支えてというところから、かなり細かく大変さを知ってもらおうということで書いたという経緯がありましたね。

それで、被告人は認めていたので公判自体はそんなに争うことなく、割と淡々と終わっただけなんですけれども、判決で執行猶予が付いたんですよ。これについて、どんな印象を持たれましたか。

○被害者父

意見陳述にも書かせていただいたんですけども、やっぱり、何ていうんですかね、短期

入所施設というのはそれぞれの住んでいる自治体、東京都〇〇区の（委託した）施設に預けていて、その職員が犯した犯罪であるというところがすごく一つ大切なところだと思うんです。なぜかという、やっぱり介護職員であるから、当然預かっている子どもたちの情報というのを知っていると思うんですよね。逆に知らなければいけないところだと。例えば住所であるとか、家族構成であるとか、そういったものを施設を利用する際に提出する書類があるので、執行猶予がついたということは、もちろん、いろいろ、何というんですかね…。

○上谷さくら先生

量刑相場ですか。

○被害者父

はい、相場みたいなものがあるというのは、当然必要なものだとは思いますが、自分たちの心情としては、単純に執行猶予、保護観察付き執行猶予と書いてあるんですけども、その辺を歩いていてまた出くわすという可能性も当然あるわけで、向こうはこっちの情報を知っているわけですし、やっぱり純粋に怖いというのが一つですね。

あとは、何というんですかね、多分こういう性犯罪みたいなものって何かしら、何ていうんですか、そういうセラピー（再犯防止のためのカウンセリング）みたいな、そういうことも必要になってくると思うんですけども、やっぱり日常生活、保護観察で執行猶予が付いているというのは、普通に仕事をしながら社会の中で生きていくということだと思うんですけども、その中でそういうセラピーみたいなことができるのかということ、僕はできないと思うので。普通に生活している人でも、生活の中で制限をつけて日々生きていくというのはとてもとても難しいことだと思いますけれども、こういう人なら余計にそうなのかなという、そういう二つの点があって、実刑にしてもらいたいというのが思っていたところですね。

○上谷さくら先生

判決が、量刑理由として犯行が卑劣で悪質で酌量の余地がないと断定をしているんですけども、被告人に有利な事情として、執行猶予をつける理由を6点挙げていました。一つは、直接的な強度の身体的接触がない。二つ目は前科がない。三つ目、罪を認めて反省の弁を述べた。四つ目、保釈後、心療内科などを受診して、今後もプログラムの受講を検討している。五つ目が職を失うという社会的制裁を受けた。六つ目、母親が法廷で証言をしたと。この六つを挙げて被告人に有利な事情としているんですよね。

これについては、私自身も言いたいことは山ほどあるんですけども、判決を聞いたときに、どういう感想を抱かれましたか。

○被害者父

何か前提というか、そういうやっぱり相場ありきで、あとは逆算していろいろ、何というんですかね、ちょっとひどい言い方になっちゃうかもしれないですけども、決まった定型文みたいなものがあって、そこに後から当てはめているのかなというのが正直感じたところです。何か我々の心情とか、そういうことではなく、やっぱり初犯ですねとか、よく分からないですけども、詳しくは。そのためにそういう理由を引っ張ってきたというような。今

先生がおっしゃった有利な事情の内容自体がもう、僕らに限らずだと思うんですけども、一般的な人が見ても何かとってつけたような感じにしか思えないようなことばかりだったので、そういう印象を持っていますね。

○上谷さくら先生

その判決直後も、その後も、度々御両親とはこの事件のことを話していますけれども、今日はちょっと言葉を選んでいらっしゃるかもしれないけれども、「あの判決はコピペですよ」と言ったのがすごく印象的でした。「そうなんじゃない」と私も言ったんですけども。

何というんですかね、認めて反省の弁を述べたといっても、最初は否認していたんですよ。それに、心療内科を受診したとか、今後プログラムを受けるというのも、私、本当にびっくりしたのですが、被告人質問の中でそういう話が出てきて、心療内科か今後行くプログラムかどっちはちょっと分からないんですけども、その先生から、パートナーがいらないからこういう事件が起きるんだと、だから今後パートナーをつくりなさいと言われたみたいなことを言ったんですよ。とんでもないなと思って、そんなことを言う医者がいるんだと思ったんですけども、パートナーの有無は関係ないですし、性犯罪を止めるためにパートナーをつくって体差し出せって何だという、非常に私も強い憤りを感じまして、それがいい事情として挙げられているというのも驚きでしたし、職を失うのも当たり前ですよ。介護施設の職員がそのの利用者にわいせつ行為をしているという状況で、それで職を失うことを社会的制裁というのかということもありましたし、その御両親のお怒りももっともで、意見陳述であれだけ述べたことが一言も拾われていなかったんですよ。そこは本当、非常に残念だったし、もうちょっとどうにかならないのかなというのが私の率直な印象でもありました。

もう一つ、この事件は被告人が保釈されていたんですけども、御両親と、あと被害者の下にもう一人女の子がいるんですけども、その三人でバスに乗っていたら、ぼったり保釈中の被告人に会ってしまうということがありました。本人は、保釈中の制限住居が〇〇（関東地方ではない）になっていて、実家なんですけれども、公判のために上京していたというんですけども、公判の3日ぐらい前、前々日でしたかね。それも、そういうふうに早目に来るといような連絡も全くなかったですし、慌てて被告人の弁護人にどういことだと連絡したんですけども、弁護人もそれは把握していない様子でした。これについては、後で追加で被告人質問をしてもらい、何をしていたのかということで、そのことについてもかなり言ったのに、そういった事情が判決では一言も触れられていませんでした。

そもそも、反省していたら保釈申請しないだろうと、被害者の方は、当然考えるわけです。被告人側からすると、それとこれとは別だと言うんですけども、それはちょっと一般国民の感覚からはかなり外れているのかなというのが私の印象でもあります。

バスの中で会ってびっくりしたときの話で、今覚えているところをお話しできますか。

○被害者母

私たちが先にバスに乗っていて、途中からその人が乗ってきたんですけども、見間違いなと思って、とにかく何かものすごく真っ白になった。主人は相手の顔が分からなかったもので、私だけ顔を知っていて、しばらくちょっと黙っていたんですけども、どうしたらいい

いのか、何でここにいるのかという、何かちょっと怖い、怖かったです。

○上谷さくら先生

そこでばったり会ったがために、その後また会うのではないかという恐怖心があるというお話を伺ったんですけれども、そこでばったり会ってしまったということによって、その後の生活に何か影響を受けたところがありますか。

○被害者父

本当、具体的な話で、何というんですかね、不安ですよ。先ほども申し上げたとおり、うちの住所が分かっている施設の職員だというのがあるので、今先生がおっしゃられた保釈というの、やっぱりいろんな事情があって保釈という仕組みがあるのであれば、受け入れたいとは思いますが、やっぱりケース・バイ・ケースだと思うんです、こういうの。うちは本当に被害者として生活しているんですけれども、何で純粋に、うちはいろんな制限があって生活していて、例えば家へ帰るときもエレベーターが開いて向こうが部屋の前にいたらどうしようとか、多分誰でも単純に思う不安だと思うんですよ。どうして被害を受けたうちの家族がそういう思いをして日々生活しなければいけないんだと。本当、素朴に今まで全くそんなことを思わないで日々生活していましたけれども、実際そういう被害者という立場になると、ここまで一変するんだなというのがすごく実感としてあります。

○上谷さくら先生

ちょっと話変わりましたが、執行猶予期間中の保護観察が付きましたよね。被害者等通知制度を利用されているので、半年に1回くらい通知が来ます。その通知を見ての感想をお願いします。その通知には何が書いてありますか。

○被害者母

何月に（保護観察官、保護司との）面接が何回、というだけなので、全く何の意味もないものだなと私は思いました。

○上谷さくら先生

どんなことを書いてほしいですか。

○被害者母

面接内容だったり、面接したときに何をしたかとか、事細かに知りたいからその（被害者等通知制度の）手続をしたのに、何の意味もなかったなと思いますね。

○上谷さくら先生

今、御両親はその施設の責任を問う民事訴訟も起こしていらっしゃいます。事件全体を通してですけれども、この事件が起きた原因について、施設の責任というのを非常に重く感じていらっしゃるの、ちょっとその辺り、御説明いただけますか。

○被害者父

こういう性犯罪みたいなものというのは、そんなに詳しく自分も調べているわけではないですから、はっきりしたことは分からないんですけども、こういう施設の職員とか、どうしても介助をしたりとかというので普通の一般的な学校とかより距離感がすごく近いというのものもあるのかもしれませんが。そういう犯罪を起こす可能性があるという介護職員であったりとか、この施設で働いている人たちであったりというのが、数として実際多いのかどうか分からないですけども、やっぱりそういう可能性がすごく高いと思うんです。実際今この区の（委託している）施設、どうなっているかという、普通に前と変わらないように日々こういう利用者を受け入れてやっているわけです。

事件後、具体的にこういう点を改善しましたとか、何かいろいろ言っているんですけども、うちとしては、それが根本的な改善になっていると思えないというのが、今訴訟を起こしている一つの理由です。「同性介助」といって、女性には女性の職員がついて、男性には男性の職員が介助をするというのが基本としてあるんですけども、実際、それをちゃんと守っている施設というものはあるのかどうか。それを調べているところ、自治体なりなんなり、どこか分からないですけども、調べているところがあるのかというのも一つあると思いますし、何よりやっぱりこういう事件を起こした施設を運営をしている法人なりなんなりだったり何のペナルティーもなく、反省していますとか、申し訳ございませんとか、いろんなことを言うんですけども、そういうことじゃなくて、具体的に今後同じような事件が起こらないためにどういうことができるのかというのを、うちが引き出していないと出てこないというようなのが不自然だなと思いますし、そういう施設に対する（その以前の体制のままでは営業を続けていくことができないような）ペナルティーみたいなものがない限りは、ただ単純に、障害者とか障害児とかに対する性犯罪に刑罰を重くするというだけでは、それももちろん抑止という意味では意味があるかなとは思うんですけども、やっぱり施設に対する何かしらのそういうペナルティーみたいなものもなければ、余り意味がないんじゃないのかなというのが正直なところでは。

○上谷さくら先生

ありがとうございます。

ちょっと私から補足しますと、この施設は、目撃者が事件を目撃してからすぐに警察に通報がなされていないんですね。目撃者は施設の上司には報告しているんですけども、上司が警察に通報しませんでした。翌日に区の担当者が知ることになって、区の担当者から警察に連絡が行っています。それが遅れたために、決定的な証拠になると思われた精液のついたおむつが捨てられる寸前でした。警察が駆けつけて、危うくもう本当に持っていかれる寸前だったので、それが捨てられていたらもしかして立証できなかったかもしれないという問題点もありました。

最後に、今、この事件に遭ったことで、被害に遭ったお嬢さんは、被害前とは違ってかなり大変な目に、状況に置かれていると思いますけれども、その辺りの大変さについて説明していただけますか。

○被害者父

そうですね、事件後は短期入所施設を利用することは当然できなくなってしまいました。なぜこういう施設を利用していたかという、どうしても生活の中で長女に対してケアをする時間が長くなってしまって、二女に対しても時間を割いてあげたいということで利用していたんです。そういう施設自体の数も少ないというのもあるんですけども、それよりやっぱり施設に預けること自体が不安になってしまって、もうそういうところを利用できなくなってしまったというのが1点と、もう1点は、PTという訓練を、体の背中の曲がりを通すようにしたりとかというのをずっとこの施設の中で、同じ施設の中でやっていたんですけども、それもやっぱり受けられなくなってしまっているという現状がありまして、そこがすごく困っているところです。

○上谷さくら先生

その訓練を受けないと、背中がかたくなるのと、ほかに何かありますか。

○被害者母

だんだん体がかたくなってきて、膝も伸びなくなってきたり、あと体の維持が、何でしょう、だんだん曲がってきちゃうので、立位する維持の力もなくなってきたり、できるはずのことがどんどんできなくなって、生活するのにも制限がかかってきちゃったり、側彎^{そくわん}とか、背中の横に行って座位が難しくなったりと、ちょっと体の機能がだんだん低下していってしまうので、やっぱり機能訓練という時間が減ってしまうと、影響が出てきてしまいます。

○上谷さくら先生

御自宅とかでもできるけれども、やっぱりそこに行ってしまう方が本人もやりやすいというところはあったんですかね。

○被害者母

はい。

○上谷さくら先生

大体一通りお話はいただけたと思うので、質問があればお願いします。

○鷓鴣刑事法制企画官

それでは、御両親、上谷先生、お話大変ありがとうございました。

質問の時間をいただけるということですので、御質問のある方は挙手の上、御発言を願います。

○吉田刑事法制管理官

刑事局の刑事法制管理官の吉田と申します。本日は貴重なお話をいただきまして、ありがとうございました。

私から一つ御質問させていただきたいと思います。今回、被害に遭われてから裁判所で判決がなされるまでの間の関係機関による対応について、何か御不満とか、あるいはこういう

ふうにしてくれたらもう少しいいんじゃないかというような御感想などがございましたら、教えていただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○上谷さくら先生

私が聞いたところだと、警察や検察の方はよくしてくれて、特に不満はない。裁判は判決に不満があるということでしたね。

○被害者父

それもそうですし、あと保釈ですね。

○上谷さくら先生

保釈ですかね。被害者のことを考えていないんじゃないかという、被害者の意見を聞かずに保釈が出るのがやっぱりおかしいと思うというのと、判決の中身が被害者の実情を酌み取っていないし、それこそコピーで個別対応しているんじゃないかという非常に不満が残ったということだと思います。

○吉田刑事法制管理官

ありがとうございました。

○是木秘書課企画再犯防止推進室長

官房参事官の是木と申します。本日は貴重なお話、どうもありがとうございました。

大変痛ましいといひましょか、本当につらい御経験だったろうなと感じましたけれども、お話の中で、例えば被害者支援都民センターによる支援を受けられたりとか、あるいは上谷先生のほうからいろいろ御助言を受けたりとかされたところですが、捜査ですとか裁判の過程でも結構ですし、それ以外の場面とか、事件が起きて、被害が起きた直後から現在に至るまで、どのような過程でも結構なんですけれども、こういう支援を受けられたことが自分たちにとってプラスになった、あるいはこういう支援を受けられるような枠組みがあればいいなというようなものについて、どんなものでも構わないですし、現実にあるなし構いませんけれども、実際に被害を受けられた立場として、お感じのところがあれば教えていただきたいと思います。

○被害者父

そうですね、公判、裁判のときもやっぱり、もちろん（上谷）先生も同行していただいて、いろいろケアをしていただいたというのもあるんですけども、やっぱり都民センターの方が本当に親身になって、言葉どおり本当の意味で、僕らの気持ちに寄り添ってもらったという印象がすごく残っています。もしそれがなければ、幸い、上谷先生みたいな、本当に気持ちを分かって実行していただける弁護士さんと自分たちは出会えたのでよかったですけれども、ちょっと語弊があるかもしれないですが、そういった弁護士さんばかりではないと思いますし、もしそういういろいろな、幸運と言ったらあれなんですけれども、そういう機会がなければ、もっと今こうやってこの場でお話させていただくことすらできていない心情だっ

たかもしれないというのは正直ありますね。

不満みたいなことは……

○被害者母

被害者等通知がもうちょっと。

○被害者父

その被害者等通知についてなんですけれども、やっぱりそういう仕組みがあるというのはとても被害者にとってありがたいことなんですけれども、内容として、先ほど家内が言ったように、本当に紙一枚来て何月何日に面会しましたということが書いてあるだけなんです。これって、もらった人が知りたいと思っているものに本当にマッチしているのかどうかというと、やっぱりすごく疑問に思うところだと思います。

問い合わせで、もう少し詳しいことを知りたければ、朝、何時から何時かは忘れましてけれども、ここに来てもらえれば詳しくお話しして伝えることはできますというようなことも言われたんですけども、こちらにも、普通に仕事、生活もありますし、その範囲内で通えるような場所や時間ではなかったの、そこは断念したんですけれども。もう少し何か被害者の心情に寄り添った、全部つながるんですけれども、話として、判決文とかもそうですし、今の話もそうなんですけれども、やっぱりもう少し、もう何でもかんでもかなえてくれと言っているわけでは決してないんですけれども、もう少し被害者の心情に沿った何かというのはできると思うので、そこは今後これからもそういう僕らみたいな立場になる人たちというのは必ず出てくると思うので、そういう人たちに生かしてもらえればなというふうに思っています。

○鷓鴣刑事法制企画官

ありがとうございました。

以上で質疑応答を終了し、こちらで第1部ヒアリングは終了させていただきます。本日は大変貴重なお話、誠にありがとうございました。上谷先生も御協力ありがとうございました。

それでは、続きまして、第2部といたしまして、しあわせなみだの中野様、菊池様、東洋大学岩田助教、そして芹澤先生からのヒアリングをさせていただきます。

本日はお越しいただき大変ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

○中野宏美氏

皆さん、こんにちは。NPO法人しあわせなみだの中野と申します。

今回は、障害児者に対する性犯罪の実態ということで、ワーキンググループ内でお時間をいただきまして、本当にありがとうございます。恐らく、これまでのワーキンググループで議論されていたのは、前回の刑法性犯罪見直しの中で「検討されながらも改正にはつながらなかったもの」がほとんどではなかったかと思います。障害児者に関しては、検討項目にも入っていなかったの、今回取り上げていただけることを本当にありがたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

登壇者を紹介いたします。

まず、東洋大学社会学部社会福祉学科助教の岩田千亜紀さんです。次に、しあわせなみだ会員で首都大学東京大学院人文科学研究科博士前期課程の菊池悦子です。

それと、弁護士の芹澤杏奈さんです。

全体の流れは配布資料1をご覧ください。まず最初に障害の説明をします。被害者の御両親から被害に遭ったお子さんの障害について説明がありましたが、改めて障害について簡単に説明します。次に、障害児者に対する性暴力調査を紹介したいと思います。続いて、海外の状況を紹介します。さらに、国内における性犯罪事件に関する動画、それと実際の裁判についてお話したいと思います。最後に、「こんな処罰規定があるといいのではないか」という提案をさせていただいて、終わりになります。

最初に障害とは何かというのを少し説明したいと思います。私からの説明では、スライド1と、配布資料2から資料6を使います。

初めて障害のことをお聞きになる方向けの内容をお話しします。今、日本の法制度では、障害は大きく4種類あります。身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、日本ではこの4つが法律で制定されている障害になります。

まず、身体障害について。身体障害というと、車椅子やパラリンピックをイメージされる方が多いのではないかと思います。でも身体障害というのはこれだけではないんです。例えば、補聴器をつけている耳の聞こえづらい方も身体障害です。点字ブロックは目の見えづらい方用です。最近トイレに、胴体の下の方に十字マークがついているマークを目にするようになりました。これはオストメイト、いわゆるストーマへの対応を示していますが、これも身体障害に当たります。HIV、エイズも免疫機能障害として身体障害者手帳の対象になります。

それで、先ほどの御両親のお子さんは、身体1級という話がありました。資料2を御覧いただくと、障害部位別の等級が出ています。1級の肢体不自由のところを見ていただくと、上肢1級、体幹1級というのは大体これぐらいの基準だな、というのが分かるかと思います。こんな感じで障害の状況によって等級が決められています。

次が知的障害です。先ほどの御両親のお子さんは、知的障害1度でした。身体障害と知的障害の基準における大きな違いは、身体障害の等級は、全国共通ですが、知的障害は違います。資料4で見ていただくと分かる通り、都道府県別で基準が違います。ただ、共通しているのは、療育手帳を持っている方は、IQ（知能指数）が75以下である、ということです。75以下というと、知的能力、適応能力は、大体小学生ぐらいとされています。よく「軽度知的障害の人」という表現がされるんですけども、「軽度」というと「すごい軽い」イメージを持たれると思います。しかし実際には、「軽度知的障害」＝「小学生程度」なので、世間が想像するよりは随分重いのではないかと思います。

先ほどの御両親のお子さんは、最重度、生後半年ぐらい、とのことでしたね。

精神障害は、身体障害と同じで全国共通の基準になっています。大抵皆さんイメージする精神障害は鬱病だと思ってしまうんですけども、ほかにも例えば統合失調症であったり、認知症も精神障害者手帳の対象になります。また依存症、例えばアルコール依存であったり、薬物依存も精神障害の対象になっています。

発達障害は最近テレビ等で話題になっているので、「いっぱいいる」イメージがあると思うんですが、日本の障害に関する法制度では一番歴史が浅いです。自閉症スペクトラム症と

かアスペルガー症候群とか、ADHDとか、学習障害とかを総称して、日本では発達障害という名前をつけています。

各障害者が大体どれぐらいいるのかを説明します。身体障害は436万人ぐらいいると言われていて、国民の29人に1人です。知的障害が108万人ぐらいいるので、国民の111人に1人。精神障害は最近急激に申請が増えていて、419万人。国民の30人に1人。いずれ身体障害者の人口を超えることが見込まれています。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、いずれかの手帳を持っている人が、大体13人に1人と言われています。

発達障害は専用の手帳がありません。知的障害若しくは精神障害の手帳をお持ちです。48万人ぐらいが、発達障害に関する診断名がついていると言われていて、大体263人に1人ぐらいです。多分もっと多いであろうことが見込まれています。なぜならば、発達障害者支援法は2005年により早く施行されたからです。なので、今20代以上の人たちの多くは、発達障害専門の教育を受けずに学齢期を終えているというのが今の日本の現状です。

「障害のある人は、意外と多くて身近」ということをまずお伝えできればと思います。障害児者の性暴力の話をする時、「いや（圧倒的に人数の多い）健常者のほうが優先だ」と言われることがあります。「いやいや、そんなことないんです」ということをお伝えしました。

次に、障害児者に対する性暴力の実態について、菊池からお話をさせていただきたいと思います。資料が、まず「障害児者への性暴力が認められる社会へ」というカラーの冊子です。それと、新聞記事（2012（平成24）年4月30日付け週刊福祉新聞1面）。続けて6-2の内閣府の調査。それと、資料8の論文。論文は細かくは触れないですけれども、この四つが主な資料になりますので、御準備ください。引き続き、スライド1を使います。

○菊池悦子氏

では、障害児者に対する性暴力の実態について私からお話しさせていただきたいと思いません。

障害児者への性暴力というのは、実際にはかなりの件数が起きていると推測されているにもかかわらず、表にはなかなか出てきづらいという問題があります。こちらは警察庁が毎年出している強制性交等罪の認知件数をグラフにしたものです。この被害者の中にどれほどの障害者が含まれているかということについては、統計としては明らかにされていないです。

では、その中で、少ないながら行われてきた実態調査について御紹介させていただきたいと思います。障害女性当事者団体であるDPI女性障害者ネットワークが行った調査についてお話しいたします。こちらが新聞記事ですね、こちらに詳しく内容がありますので、あわせて後ほど御覧ください。

ここで、「障害があり、女性であるために生きにくいと感じたことは何か」という質問に対して、最も多かった答えというのが、「性的被害を経験すること」という回答でした。全体の35%の人が「性的被害が最も苦しい、困難だ」ということに回答していました。

次が資料6-2ですね、こちらの方が詳しい内容が記されているんですが、内閣府が若年層の性被害者を支援する団体を対象に調査を行っております。そちらの調査は30歳未満のときに被害を受けた性暴力被害者を対象としています。その中で、障害者手帳を持っているか否かにかかわらず、何らかの障害があると見受けられた方が127件中70件ありました。

全体で55%と半数を超えている人が何らかの障害があると見受けられています。

また、同じ調査の中では、障害者がなぜ被害を受けてしまうかという問題について、「被害の認識が難しいため、繰り返した同じような被害を受けてしまう」ということですか、「被害を他者に伝えることが難しい、被害を受けたということが人に伝えられない」ということについても触れられています。

続いて、しあわせなみだの冊子「障害児者への性暴力が認められる社会へ」ですが、私たちが行った性暴力調査についてまとめられています。こちらは、今いらして下さっている岩田さんにも御協力いただいて、発達障害者の方を対象に性暴力について調査を行いました。「性暴力を経験したことがあるか」という質問に対しては、32名の方への質問で23名の方が「経験がある」というふうに答えました。また、11名の方については、複数の種類の性暴力を経験しているということが分かりました。ここでの性暴力とは何かということなのですが、「望まない人に性的な部分を触られる」、「キスをされる」、「セックスをされる」、「裸や性器を撮影される」、こういった深刻な内容の性暴力を経験しているという結果が出ました。

では、なぜ障害児者が性暴力を経験してしまうのかということについて、お話ししていきたいと思います。三つの理由が考えられるんですが、一つずつ説明していきたいと思います。

まず、「障害ならではの特性」ということがあります。これは、私たちの調査で発達障害者の方がお話しして下さったことなのですが、例えば「知っている場所であっても、真っすぐ目的地に向かってずっと歩いていくことがとても難しい」ということでした。なので、きょろきょろしながら不安定な足元で歩いている、そうすると知らない人に声をかけられてしまう。危険な状況に遭いやすい状況になってしまうということでした。

次に、こちらも発達障害者の方の特性として、「言葉を文字どおり受けとめてしまう」ということがあって、「言葉の裏側を読み取ることが難しいです」とか、「嘘をつかれていると気づくことが難しい」ということがあります。

先ほど一言付け加えようと思ったことをここで付け加えさせていただきますが、DPI女性障害者ネットワークの調査についてお話ししたんですが、性暴力の被害を受けるというのは女性に限ったことではなくて、女性以外の被害者というのも少なからず含まれています。

「にこにこ愛想よく接してしまう」ということについても、私たちの調査で、「女の子だからにこにこしていなさいね」というような育て方をされて、本当ににこにこ、不審な人に対してもにこにこ接したがために、危険な目に遭ってしまったという経験を語って下さった方が複数いらっしゃいました。これも、「女の子だから」ということが引き金になってしまう言葉ではあったんですが、もちろん女性以外の被害者もこの調査でも含まれていました。

続いてですが、身体接触による介助が必要になる方というのは、入浴ですとか排せつですとか、性的部位への介助というのも生きていく上で必要になります。そのため、「介助の場が性暴力の場になってしまう」ということが起きやすい。先ほどの御両親のお話にもありましたが、こういったことが起きやすいということが分かります。

次に、「障害ならではの育ち」という原因についてです。これも、私たちの調査の中でお話しして下さった方が多いんですが、子ども時代にいじめを受けてしまう、集団の中に入っていくことが難しい、疎外感を抱いている、またほかの人ができることができない、その

ことによって褒められることが少ないということがあります。そのため、自己肯定感が低い、自分に自信が持てない、そういった状況にあるため、「嫌なことでも嫌だと言えない」、「人に嫌われたくない」、「自分に自信がない」ということで、「ノーと言うことが難しい」ということが起きています。

次に、介助を必要とする人というのは、介助がなければ生きていけない状況にあります。そのため、「初めて会った介助者であっても、自分の身体を預けなければいけない」という状況があります。信用しなければ（介助が受けられず）生きていくこと自体が難しいということがあります。

次に、関わるコミュニティが障害者同士のみであったり、交友関係が限られがち、という状況があると思います。そのため、「先輩から情報を入手する手段」であるとか「友だちから学ぶ機会」、「知り合いと経験する機会」というのがほかの人より少ないということが考えられます。そのため、「こういった状況が危険である」とか、「どうやったら身を守られるか」ということを学べる機会が少ないということが起きやすいと思います。

次に、暴力の構造の問題です。性暴力というのは、「強い者から弱い者への支配とコントロール欲求」によって起きると考えられています。では、強い、弱いというのは何で判定するのかということですが、体力ですとか経済力、権力、そういったものを持っている人が「強い」と人はみなします。障害のある人たちというのは、こういったものを持ちにくい、だから「弱い存在である」、「支配しやすい」というふうには、性暴力の対象に「選ばれやすい」という状況があります。

私からのお話はここまでですが、本当に性暴力の被害を受けやすい状況に障害児者はあるのに、そのこと自体が社会に知られていないというのが現状だと思います。

○中野宏美氏

この冊子で紹介している調査の詳細を論文にしたものが資料8になります。同じ調査を基にこのカラー版の冊子と資料8の論文を作成したという形になっておりますので、ぜひお時間のあるときに御覧いただきたいと思います。

続いて、海外の状況について、東洋大の岩田さんからお話をいただきたいと思います。資料7を、お手元に御準備をお願いいたします。スライド2も併せて使用します。

○岩田千亜紀助教

東洋大学社会学部で助教をしております岩田と申します。よろしく願いいたします。

まず私からは、海外における障害者への性暴力被害の状況ということで、日本では、先ほどの調査報告がありましたが、では海外ではどうなのかということで、日本では余り調査がされてこなかったんですが、今日お話ししたいんですけども、皆様にお配りした資料7というところの表1というのを、これはピックアップしたものなんですけれども、実は様々な調査がされております。これは比較的新しいものだけ載せてございますが、古くは1995年ぐらいから、実はいろいろな調査がアメリカ等、欧米のほうでなされております。

こちらをちょっと見ながら概要を、私が書いたものがございまして、障害者へのDVなどの暴力についての国際的な動向と課題という文献レビューをした論文があるんですけど、その概要を御説明させていただきます。

まず1点目ですが、資料7の表1も御覧になっていただいてもお分かりになるんですが、健常者と障害者と比べた場合、性暴力被害の割合というのは障害者では非常に高いということが様々な海外の調査の結果から分かっています。障害者といったときも、いわゆる身体障害者だけとかではなくて、先ほど四つの障害、御説明ありましたが、全ての障害ですね、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害もそうですが、男女ともに健常者よりも被害の割合が非常に高い。特に障害の女性では、いろいろ調査によってとり方は違うんですけども、ほぼ2から3倍健常者よりも性暴力被害を受けているというようなことが世界的な様々な調査からも分かっております。子どもから大人まで被害を受けております。

2点目ですけれども、どの特徴があるのかといったところで、実は障害者への性暴力被害においては、長期間、複数回にわたる被害が多いということです。これは、1991年の調査などでは、発達障害の場合、女性の70%が性暴力を受けたことがあり、知的障害のある女性の半数近くが生涯で10回以上も性暴力の被害に遭った。この調査は世界的に非常に有名な調査です。また、それらの被害は時に非常に危険、命の危険にも及ぶような状況ということもございました。

では、どうしてこのような状況になってしまうのかといったところで、加害の状況というところなんですけど、その被害の多くというのは、自宅等で発生しております。自宅だけではないんですが、自宅や居住地で多く発生していると分かっています。また、加害者というのは、ほぼ男性ですね。女性だけじゃなくて男性も被害に遭うことはありますが、女性のほうが割合的には非常に高いです。

その加害者の中には、友人や家族、夫も含まれますが、医療従事者、介護者、移動介助者なども含まれており、特に男性健常者の介護者などによるものが多い。これは身体障害者の場合が特にそうだと思うんですけども、このような状況がございまして、密室、自宅ですね、性暴力というのは大体そういう密室で起こるんですが、そういったところですから、目撃者もいないので何回も被害に遭ったりですとか、そういった状況に置かれるということがあります。

では、どうして逃れられないのかというところですが、障害者というのは暴力の被害から逃れることが非常に困難ということが分かっております。今ここに挙げたのが身体障害の方の調査の結果なんですけれども、身体障害の方、今日の御報告にもありましたが、介護を常に必要とする場合というのは、本人だけでは生存できない、介護者がいなければ生存できないわけですから、もうそこから逃れることというのは、自分がもう生存できないということになってしまうわけですね。ですので、どんなに苦痛を伴ったとしても、なかなかそこからは逃れるということは非常に難しい。

また、先ほども権力という、地位の関係がございましたが、障害を持っているということで、明らかに圧倒的な格差というのがございますので、そういったところからそういった支配の構造から逃れるということが非常に困難であるという状況に置かれております。

このように障害者についてはそういったいろんな調査があるんですが、今分かっていることは、障害者の場合、性行為についての同意が困難であるというふうに書かせていただいたんですが、皆様御存じのとおり、諸外国の性犯罪規定というのは色々ございますが、今、世界的な流れでは、同意がない性行為は性犯罪であるというようなところで、いろいろ改正がなされております。そう考えたときに、しあわせなみだの冊子の一番最後のページ14、1

5でも、諸外国で性犯罪規定における障害児者をどのように取り扱っているかというようなことを表にまとめてございますが、こういった刑法を見ていただくと、発達障害とか知的障害がある方というのは、実は性行為について同意が困難である、それ自体が、性行為自体が分からないとか、知識がないということですね。あと、嫌だと思っても、その嫌だということを表明できなかつたり、同意するということが難しいということがもう明らかになっていますから、そういった海外の性犯罪規定では、障害がある場合というのは、通常とはちょっと違って、しっかり配慮して、障害者の場合は同意しないことが表明できなかつたとしても、それは犯罪であるというような特別な規定というか、子どもに対してもそういうことがございますが、そういったような配慮がなされているというのが、いま世界的に大きな流れになっている状況がございます。

ですので、日本では多分ここの同意・不同意のところ、刑法の見直しでも課題に挙がっていると思いますが、その部分がセットとして海外では考えられているのかなというふうに考えております。

最後に、まとめに入らせていただきますが、今日申し上げたまとめとしては、障害者の場合ですね、障害の特性、先ほど説明ありましたが、性暴力の被害に遭う割合が非常に高いと、理由としては、加害者の多くが介護者であるとか、あと障害者の性に関する知識というのが非常に不足している、また抵抗できないなどの理由ですね。性行為に対する同意が困難であるというようなことが挙げられます。

ですので、ここでは是非御検討いただきたいこととしましては、障害者への性暴力の現状というのは、先ほども言いましたが、障害者への性暴力がすごく少ないというわけでは決してありません。また、障害者とは分かっていたけれども、実は調べたら障害があったという方も非常に多く被害者におられます。ですので、諸外国の刑法と同様、刑法性犯罪の処罰規定の中に被害者が障害児者であることに乗じた性犯罪というのを、今日後ほどお話あると思いますが、そういったことを検討するということがやはり必要ではないかなというふうに考えております。

私からは以上となります。ありがとうございました。

○中野宏美氏

次に、実際の障害児者への性犯罪事件について、少し紹介をしたいと思います。最初に動画を8分ほど、御覧いただきたいと思います。

(障害者に対する性犯罪について取り扱った番組の一部を、権利者の承諾を得て上映)

○中野宏美氏

ありがとうございました。先ほどお話いただいた御両親のお子さんも、今御覧いただいた番組の事件も、施設の職員からの性犯罪だったんですけれども、先ほどの御両親のお子さんの場合は立件して有罪になったけれども、こちらの番組の事件は「被害届を出したが捜査が打ち切られてしまった」という大きな違いがあるのではないかと思います。

次に、これも踏まえて国内の性犯罪の実態について、芹澤さんからお話をいただきたいと思っております。

スライド3を使いますので、よろしくお願ひします。

○芹澤杏奈先生

スライド2を使って、障害児者への性暴力事件の実態ということでお話させていただきたいと思ひます。

私は、横浜の事務所で犯罪被害者支援、DV被害者支援、子ども支援を中心に活動をしてる弁護士になります。

障害児者への性暴力事件の問題点ということで、1点目に被害が潜在化しやすいということが挙げられます。被害者本人が被害を認識できないという場合は、そもそも犯行が発覚しないということもあると思ひます。検察が有罪立証できると判断したにもかかわらず、親や学校が起訴や事件化を希望しないというような話もよく聞きます。

複数の弁護士の先生からお聞きした事例を御紹介しますと、学校の認識や態度というのが被害を軽視したようなものだったというような御指摘、被害者が知的障害者で被害の認知が難しいというために、御家族が不起訴を望まれて、不起訴になったというような報告がされております。また、加害者・被害者ともに知的障害者という事案も多いと聞きます。

また、私が出会った被害者御家族の方で、私に相談される件とはまた別に、娘は前にも被害に遭ったことがあるんですという方がいらっしゃいました。同じ学校の生徒から被害に遭ったけれども、学校から加害生徒の将来のことを考えて事件化しないでほしいと言われて被害届を出せなかったということでした。このようなことは、(警察などの統計)データでは上がってきませんが、大変多いのではないかとこのように推測がされます。

私は、子どもの権利擁護の関係で少年事件の付添人や弁護人として加害少年側の弁護士として活動することもあるんですが、こういった学校などの対応というのは、家裁や付添人が加害少年にかかわって被害の重要性を適切に教えるという重要な機会を奪うもので、むしろ「加害者はそうやって守られるんだ」という間違っただけの学びを少年にさせてしまうことにつながるのではないかと思ひます。

次に、問題点2として、障害児者には被害に遭いやすい特性があるんじゃないかと思ひます。先ほどまでの話にも出ていることと重複しますが、被害を訴えることが難しそうだとか加害者から認識されて標的にされてしまう、無邪気で人懐っこく純粋な被害者の性格というのが利用されてしまう、被害者が被害を認識できないこともあるという指摘ができるんじゃないかと思ひます。

問題点3、ここが非常に高い司法の壁という形で先ほどの動画でも紹介されていましたが、被害者供述の信用性を担保できないことが多いということは、残念ながら言えると思ひます。現状の制度だと、被疑者・被告人が否認をする場合、被害者供述の信用性弾劾、崩すということは、残念ながら比較的容易ではないと思ひます。そのため、事件化ができない見通しが立つということから、どうしても被害が軽視されてしまっただけで、被害届や告訴をそもそも受理してもらえない。検察までやっとならなくても、不起訴という判断になってしまう。その後、裁判までやっとならなくても、無罪になってしまう。

ある、私が出会った被害者御家族がおっしゃっていたのですが、いろいろな機関をたらい回しにされて、その度ごとに一から被害の状況を説明して、それでも誰も支援してくれなくて、結局たどり着いた警察ではまるで被害者が加害者であるかのような執拗な質問を受け

たとのことでした。

ここで、被害者供述の信用性を担保するための手法として、司法面接（協同面接）というものを簡単に紹介したいと思います。子どもや障害者など、何度も同じことを聴取すると記憶が混乱したり汚染されてしまう、誘導や暗示に乗りやすいというような性質のある方に対して、専門の手法で行う面接方法のことをいいます。この趣旨は、供述者の心理的な負担を軽減し、かつ、誘導や暗示を受けやすい方の供述内容の信用性を確保するために、繰り返しの事情聴取を回避をする、また関係機関で情報を共有するという点にあります。

協同面接に関する通達等、こういったものが出ていますが、これら現時点で出ている通達は、私が知る限り、児童・子どもに関するものになります。私としては、子どものみならず障害者のフィールドでも司法面接の議論というのは必要であろうと考えています。例えば先ほどの動画のナナコさん、20歳の方でしたが、誘導されやすく記憶が汚染されやすいという特性は、年齢を問わず同じだと言えますので、障害児者に対する司法面接制度というものも充実が図られていくべきだと考えます。

司法面接をされている状況というのは、客観的にきちんと録音・録画するということが行われます。この録音・録画DVDというのが、不起訴処分の場合に被害者に開示されないという問題が現場では起こっております。今、全国の検察庁の取扱いでは、供述調書に準じて代替性があるという見解で、刑事訴訟法の47条という条文が持ち出されて、被害者にDVDの開示はされませんが、開示されないとどうなるかという、結局、被害者は、不起訴に納得できないから、検察審査会の手続を行いたい、民事訴訟を行いたいなどという場合、DVDが手元にないのでもう一回（被害の状況を）しゃべらなきゃいけないということになります。もう一回しゃべるということが、こういった特性のある方々にできるのか。私は難しい場合が多いと思います。こういった方々に不可能を強いて、加害者側からの反対尋問にもう一度さらすということを強いているということだと思えます。

また、司法面接で得られた資料というのは、専門機関による信用できる聴取方法で行われたということになるので、刑事訴訟法321条4項で証拠採用されるべきではないか。また、系統的全身診察等の精神的・身体的ケアとセットで面接がされる、そういった制度の拡充がされていくべきではないかと考えます。

最後に、障害児者への性暴力事件の実態についてまとめなんですけど、被害が性犯罪と認められないショックというのは、私は最大の二次被害ではないかと思えます。被害者の方々は、我々弁護士のところにとどり着くまでに、もうかなりいろんな機関で痛めつけられて、やっととどり着く、でも、最終的な結論が性犯罪と認められないということのショックは計り知れないと思います。

一方で、加害者は野放し。加害者は捕まらないから繰り返す。それは結局被害者が増えていくことだという実態は、残念ながらあると思います。被害者としては、「忘れなさい」と言われて、捜査機関から切り捨てられるというつらさがどうしてもあると思います。弁護士の方々からの指摘として、被害が軽視されたとか、いまだに刑罰が軽いといったものがありますが、私も正にそのとおりだと思います。

被害者は、忘れたくても忘れられない、だから司法に頼っている、でも、司法は救ってくれない。これが今の刑事司法の現状ではないかと思えます。私としては、通常どおりの方法で被害者供述の聴取や尋問を行うと、障害児者の供述はその特性上容易に弾劾されてしまう

ので、通常の反対尋問にさらすこと自体、被害者に不可能を強いることではないかと考えています。別の手段で被疑者・被告人の防御権を守って、誤った事実認定を防ぐというような方策を考えることはできないでしょうか。今の制度では、多くの場合、被疑者・被告人は、否認すれば簡単に不起訴・無罪になってしまいます。これが現状だと私は思います。

私としては、罰せられるべきが罰せられず、加害が繰り返されて、被害者が増え続けるということは、えん罪と同じくらい問題じゃないかと考えます。全ての問題は本来は犯罪であるべき行為が犯罪と認められないからこそ生じていると私は考えます。刑法の構成要件を現に起きている性被害の実態に合うように改正すべきではないでしょうか。こういった話をすると、このような改正をするとえん罪を生むというような御指摘を受けることがあるんですが、犯罪の枠を被害実態に合うように適正に決めることと、その上でえん罪を防ぐということは、私は両立すると考えます。

○中野宏美氏

最後に、今後もしも障害児者への性暴力の法制度化を議論をしていくことになったときに、「恐らくこんなことが検討されるのではないか」ということで、案を共有できればと思います。

資料9になります。まず、「障害の範囲をどうしようか」という話。次に、「障害に乗じた性犯罪をどのように決めればいいのか」というのと、「被害者が障害者だった場合に要件を緩和するってどんなことか」、あと、今ちょうど芹澤さんからずっと話ありましたけれども、「証言においてどんな配慮をすればいいのか」ということ、最後に「量刑をどうしたらいいか」、先ほど御両親がおっしゃっていたことですよね。多分、このあたりが「どうしよう」という話になってくると思っています。

まず、障害の範囲について。今、日本の法制度で一番広いであろう定義は「障害者基本法」です。障害のある人、障害によって社会生活に制約を受けている人たちです。先ほど紹介した4障害プラス、難病の人たち等も含まれてきますね。難病専用の障害者手帳はありません。その他何らかの機能に障害があって、日本では障害の名前がついていないけれども、生きづらさを感じている。これが恐らく、日本で一番広い障害の定義だと思います。

次に、定義として考え得るのが、障害者手帳を持っている人プラス発達障害者支援法の対象の人です。発達障害は今、日本では専用の手帳がなく、身体・療育・知的しか手帳がないので、発達障害は支援法の定義の人を対象、いわゆる病名で対象にするという形です。

一番狭い定義は、日本の法制度で定めた障害者手帳を持っている人。これが今の日本の法制度を元に考える障害の定義ではないかと思われまます。

次が、「障害に乗じた性犯罪」というと、どういうことが考えられるのか。まず一番広いのが、「被害者が障害者だったら、相手との関係を問わず、障害に乗じた性犯罪と規定する」というのが一番広い定義です。

次が、「加害者が障害を知り得る立場にある人」ですね。例えば顔見知りであったり、先ほどのお話いただいた御両親のお子さんの事件も、動画もそうでしたけれども、施設職員とか関係者は「相手が障害者だ」と分かっている立場にありますよね。なので、その範囲にする。

次に狭いのは、（医師、教師、施設職員等）立場上確実に障害児者であることを知ってい

る人だけにする。

次に、一番狭いのは、障害者虐待防止法の範囲（養護者・従事者・使用者）ですね。動画では「障害者虐待防止法に基づき施設は閉鎖になりました」という話があったかと思うんですけども、障害者虐待防止法では、この人たちだけが対象になっています。

次に、「要件緩和」です。「被害者に障害があった場合、要件を緩和する」のにどんなことが考えられるのかということ、例えば「被害者が障害者だったら、抗拒不能状態として認定する」というのを考えるのではないかと思います。ただ、去年今年と静岡、福島で、親から、障害のある子どもへの性犯罪裁判で、暴行脅迫が問われなくても無罪の判決が出ています。なので、これだけだと、無罪になっているという実態があります。

もう一つが、被害者が障害児者である場合、「物的証拠」もしくは「第三者の目撃」、もしくは「被疑者による自白」、どれかがあれば罪に問える形は、考えられると思います。先ほどお話しいただいた御両親の話と動画の話の一番の違いというのは、御両親のお子さんは証言ができない状況で、「物的証拠」と「第三者の目撃」と「被疑者による自白」があったので犯罪として成立した。動画は、被害者は軽度知的障害があり、証言能力に限界があるわけですよね。物的証拠がなく、第三者の目撃もなく、被疑者は当初は加害を認めていたけれども、「やっぱり同意があったと思った」みたいな話になったわけですよね。

先ほどの御両親にお話しいただいた事件が、性犯罪の中では極めてまれであるということは、皆さん御存じだと思います。性犯罪で「物的証拠」と「第三者の目撃」と「被疑者の自白」があるということは、極めてまれなんですね。被害者が障害児者の場合は本人の自白が困難な状況で、どのような形で罪を立証していくかというのは、非常に考えなければいけない点ではないかと思います。

それと、「証言における配慮」です。罪だけ作っても、証言の配慮がないと、裁判が難しいというのは、芹澤さんの話でもあったかと思います。まず一つ目が司法面接。今、子どもに主に実施されているものを、海外同様、障害者に対しても行うということですね。もしくは、年月日、時間の立証に関して多少配慮する。知的、精神、発達に障害のある方は「時間の概念」が苦手な方が少なくないので、ほかはきちんと証言できたけれども、日時が特定できなかったので無罪、福島の事件とかはそうなんです。ここに関して多少配慮をする。

若しくは、被害後に障害認定をする。被害者が障害に該当するのではないかと判断した場合、容疑者に対して精神鑑定を行うのと同様に、障害の状況について調べるといったことも行っていいのではないかとということですね。

最後が量刑で、これは考え方はいろいろあると思うんですけども、先ほどの御両親のようにやはり「被害者が障害者であれば重くしてほしい」という考え方があると思います。一方で、「要件を緩和して、その代わりに減刑する」という考え方もあるのではないかとことは提案をしておきたいと思います。

最後に、よくある質問です。「何で障害者に配慮しなければならないの」という質問について。これは障害によって、現行法であれば「暴行脅迫」であったり、司法が求める「証言への信憑性」を満たすことが困難な状況の方がいるので、障害の特性に応じた配慮をする必要があるのではないかと私たちは考えています。

加害者が被害者に障害があることを知らない場合、被害者が障害児者の場合には、被害者の同意・不同意の能力を考慮する必要があると考えます。

最後に登壇者から一言ずつ言って終わりにしたいと思います。

○菊池悦子氏

本日はこうした機会をいただき、本当にありがとうございました。

障害者が性暴力を受けているということ、障害者と性暴力を結びつけて考えるということ自体がなかなか社会の中で行われてきていないと思います。まず第一歩として、そういう事実があるということを知っていただきたいという思いがありますし、更にもう一歩進んで社会がどう守っていくのかという対策のほうにも進んでいってほしいと思っております。ありがとうございました。

○岩田千亜紀助教

今日はこのような貴重な機会を設けていただきまして、大変にありがとうございました。

多分今までは、障害がある人がこういった性犯罪に巻き込まれるというのがどれだけあるのかということが余り表に出てこなかったことではないのかなと思います。ただ、現実としては、非常に潜在化しているという意見もありましたが、実際そうっております。ただ、現行の法律ではそういった方々が守られていない、そういったところで加害がずっと多く起こり続けているというような状況を何とか、今見直しをされているところであると思っておりますが、見直しをいただけまして、そういった被害に遭う方がこれから本当に守られる社会というものを築いていっていただきたいというふうに思っております。今日はありがとうございました。

○芹澤杏奈先生

本日はありがとうございました。

弁護士として被害者支援実務をやっていると、被害者の方々は私たちのところに来るまですごく傷ついて、やっと来たのに司法に救ってもらえないという実態があることを実感します。被害者がその被害を訴えるときの覚悟というのは、その人の人生を懸けたものではないかと、そういった覚悟で我々のところにつながっているんじゃないかと感じるんですが、そういった方々を何とか救えるような法律に、社会になってほしいと切に願っています。本日はありがとうございました。

○中野宏美氏

日本の障害者施策が本格化したのは、第二次世界大戦後のいわゆる傷痍軍人対策、1949年に身体障害者福祉法が成立したころからなんですね。

一方、刑法は1907年、明治40年に公布されているものです。障害の概念がなくこの法律ができているのは、ある意味当然のことです。ただ、それからもう110年以上経過していて、私たちは障害のある人とともに生きていく責任として、今この刑法において、障害のある人たちが、国民としての権利を享受するために、法律を変える段階にあるのではないかと考えています。

障害のある人が、健常者同様に、犯罪被害者になる権利、そして、裁判をできる権利というのをきちんと確保したい。その中で、今回、刑法性犯罪が議論されていくといいなと思

ます。ありがとうございました。

○鷓鴣刑事法制企画官

皆様、ありがとうございました。

それでは、質疑応答の時間とさせていただきます。御質問のある方は、挙手の上、御発言願います。質問の相手方も指名していただくと大変ありがたいです。

○吉田刑事法制管理官

刑事局の刑事法制管理官の吉田と申します。本日は大変貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございました。大変勉強になりました。

一つ教えていただきたいことがございまして、具体的には、障害に乗じた性犯罪の定義ということに関連してでございます。これが、例えば、相手方が障害者であることを知って性交すると、そのみをもって性犯罪になるというものであるとしますと、障害を持っている方の側から見れば、いくら性行為をしたいと思っても、その方の同意は法律上意味がないものとして扱われることとなります。そうしますと、例えば、障害の程度が軽くて、性行為の意味も理解できる方で、かつ相手と性行為をしたいということも問題なく意思決定できるような方が仮にいたとして、そういう方が真摯な同意をして性交しても、やはり相手方が性犯罪に問われてしまうということになり得ます。性犯罪の規定は、男女問わず成立することとされているので、障害を持っている方が男性であれ女性であれ、同じような事態が生じ得るということになるわけですが、そうした点についてはどのようにお考えになるかというのを教えていただければと思います。

○中野宏美氏

ありがとうございます。

いつも聞かれる質問です。「障害の重さ」、いわゆる重度・軽度という話と、あと「関係性」の話だと思っていて、最後にお伝えした「被害者の同意」、できる・できないというところの能力的な話を検討しなければいけないと思います。先ほどお話しいただいた御両親のお子さんは、障害により、「同意・不同意の意思を示すことが困難」という判断により、本人証言を求めなかったのが重要であったと思います。なので、「障害に乗じた性犯罪」を創設するに当たって、まず、障害の、日本では等級という言い方になるのでしょうか、そこを定めるというのは、やり方としてあるかなと思います。

もう一つは、「関係性を限定する」というやり方です。恋愛だったり、性的な行為が起こり得る関係性において、その話が出てくると思うんですね。顔見知りであれば、（恋愛に基づく）性行為が行われる可能性がある関係、ということだと思います。一方で、施設職員、福祉関係者、教育関係者であったり、養護者となってくると、先ほどの御両親のところも、動画もそうですけれども、基本的には「恋愛関係ではない」、いわゆる「職業的に関わりのある人」になってくるので、その関係性を規定する形で定義する。その二つを検討していく必要があるのではないかと思います。

○吉田刑事法制管理官

そうしますと、確認になりますけれども、一律に障害者ということできると、やはりどこかにひずみといますか、配慮しなければいけない点が出てくるということでしょうかね。

○中野宏美氏

(いわゆる)性交同意年齢のときにも同じ議論が出るんです。今現行法は13歳ですが、15歳まで上げると、「14歳は愛し合っている性交しちゃダメなのか」みたいな話が出ます。私たちとしては、「性交してはいけない」ということではないです。ただ、「障害児者に性行為をすると罪になります」という形にしまうと、おっしゃるとおりの疑念が出てきます。その中でどのようにして、障害の特性、リスクに応じて罪を定め、裁判を特性に応じてやっていくことができるのか、というところを考えたときに、今の日本の法体系の中では、障害の等級であったり、関係性を限定するというのは、現実的な方法なのかなと思います。

ただ、そうすると、私たちが調査で出会ってきた多くの人たちが、対象外になってしまうんです。私たちが調査を行った発達障害の方はほぼ全て対象外になってしまうので、障害特性によるリスクの高さというのを、どのようなかたちで法律で担保していくのかというのは、一緒に考えていければいいなと思っています。

○芹澤杏奈先生

しあわせなみださんのこの冊子の一番後ろについている表が、諸外国の性犯罪規定における障害児者の取扱いというところで、こういった国々あるいは州では、これらの規定ができていてというところは、現実としてあるのかなと。これをそのまま日本に持ってこいという話ではないんですが、参考にしながら、日本の刑法の体系に入れていくという議論はしていくべきではないかと考えます。

○吉田刑事法制管理官

ありがとうございました。

この表は大変参考になるなと思いながら見ていたんですけども、日本の場合、準強姦性交等の罪というのは、心神喪失か抗拒不能というのが要件になっていて、そのような状態に至った理由、原因は問うていないので、例えば、身体障害、知的障害、精神障害あるいは発達障害が原因となって抵抗ができない状態になり、その上で性交等がなされると、その罪が適用されることとなります。その意味では、ニューヨーク州やドイツのところにあるような、同意能力を欠く場合というものには多分準強姦性交等の罪が対応するのかなという気がいたします。

処罰範囲を広げるということになりますと、そのような同意能力がない場合とは言えない、そこに至らない場合を捕捉していくというところに、罰則を作る意義があるのだろうと思うんですけども、その一案として、先ほど、障害という点に着目して規定を考えるというのがあるのではないかというお話があって、それはなるほどと思ったんですけども、ただ、障害のくり方も一律にやるとなかなか難しい問題も出てくるということで、そこは更に頭をひねって考えなきゃいけないのかなという感想を持ちました。

いずれにしても、大変参考になるお話を聞かせていただき、ありがとうございました。

○中野宏美氏

動画に出てきた方ですら裁判に至れないわけです。捜査が途中で止まってしまっている。被害者は軽度の知的障害、小学生ぐらい、という表現が出てきていますよね。相手は施設職員であったにもかかわらず、「(性交に)同意があった」と主張することで、準強制性交等とか準強制わいせつには、はまらない形で、途中で捜査が止まってしまっている、という状況なわけです。こうした状況の人たちが少なくないであろうと。そこをどのように法律であったりとか、例えば裁判の証言のサポートであったりとかで、少しでも何かできないかというところは、一緒に考えられるといいなと思います。ありがとうございます。

○鷓鴣刑事法制企画官

ありがとうございました。

これで、質疑応答を終了させていただきます。

それでは、座長の西山政策立案総括審議官から一言お願いいたします。

○西山政策立案総括審議官

座長を務めております西山でございます。

本日は御多忙の中、皆さん、当省にお越しいただいた上で、本当に限られたお時間で申し訳ございませんでしたけれども、貴重なお話をいただき、本当にありがとうございました。

弁護士の上谷先生と被害者の御両親から、実際に遭われた事件につきまして率直なお話をいただき、私個人の感想ですけれども、やはり刑事実務と被害に遭われた方々、その家族との心情のギャップがまだまだあるかなということを非常に痛感した次第でございます。

また、後半部分では、しあわせなみだの皆様、それから岩田先生、芹澤先生からそれぞれ障害児者に対する性暴力の実態、あるいは海外における状況などにつきまして基本的なところから丁寧に御説明いただきましたし、また貴重な御意見をいただき、大変参考になりました。今後も、本ワーキンググループでは、性犯罪の実態の把握に努めてまいりたいと考えておりますけれども、その際、本日のお話も大いに参考にさせていただきたいと思っております。本日は改めて本当にありがとうございました。

○鷓鴣刑事法制企画官

ありがとうございました。

それでは、これもちまして第2部を終了させていただきます。中野様、菊池様、岩田先生、芹澤先生、ありがとうございました。

—了—